### (19) 日本国特許庁(JP)

# (12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

## 特許第4441294号

(P4441294)

(45) 発行日 平成22年3月31日(2010.3.31)

(24) 登録日 平成22年1月15日 (2010.1.15)

(51) Int.Cl.			FΙ		
HO4N	5/32	(2006.01)	HO4N	5/32	
HO4N	5/335	(2006.01)	H O 4 N	5/335	Ε
			HO4N	5/335	Q

#### 請求項の数 11 (全 19 頁)

<ul> <li>(21)出願番号</li> <li>(22)出願日</li> <li>(65)公開番号</li> <li>(43)公開日</li> <li>審査請求日</li> </ul>	特願2004-71171 (P2004-71171) 平成16年3月12日 (2004.3.12) 特開2005-260706 (P2005-260706A) 平成17年9月22日 (2005.9.22) 平成19年3月8日 (2007.3.8)	(73)特許権者 (74)代理人	音 000001007 キヤノン株式会社 東京都大田区下丸子3丁目30番2号 100090273 弁理士 國分 孝悦	
		(72) 発明者	<ul><li>竹中 見即</li><li>東京都大田区下丸子3丁目30番2号</li><li>ヤノン株式会社内</li></ul>	キ
		(72) 発明者	遠藤 忠夫 東京都大田区下丸子3丁目30番2号 ヤノン株式会社内	4
		(72) 発明者	八木 朋之 東京都大田区下丸子3丁目30番2号 ヤノン株式会社内	キ
			最終頁に続	<

(54) 【発明の名称】放射線撮像装置及びその制御方法

- (57)【特許請求の範囲】
- 【請求項1】

光電変換素子及びスイッチ素子を含む複数の画素が基板上にアレイ状に配置された光電 変換素子アレイと、

前記光電変換素子アレイから出力された信号を検出する検出手段と、

前記検出手段から出力された信号を参照して、前記光電変換素子を初期化するためのリ フレッシュ動作を行うか否かの判定を行う判定手段と、

を有し、

前記判定手段が、前記検出手段から出力された信号をn(n 1)フレーム分積算した 積算データを求め、前記積算データから単一画素単位又は複数画素単位で最大出力値を抽 出し、

10

前記判定手段による判定の結果としての前記判定手段により抽出された前記最大出力値 に応じて前記リフレッシュ動作を行うことを特徴とする放射線撮像装置。

【請求項2】

光電変換素子及びスイッチ素子を含む複数の画素が基板上にアレイ状に配置された光電 変換素子アレイと、

前記光電変換素子アレイから出力された信号を検出する検出手段と、

前記検出手段から出力された信号を参照して、前記光電変換素子を初期化するためのリ フレッシュ動作を行うか否かの判定を行う判定手段と、 前記判定手段による判定の結果に応じて前記リフレッシュ動作を行い、

前記リフレッシュ動作を行うに当たり参照する信号を出力する画素がユーザにより指定 可能であることを特徴とする放射線撮像装置。

【請求項3】

前記光電変換素子及びスイッチ素子の材料として、アモルファスシリコンが用いられて いることを特徴とする請求項1又は2に記載の放射線撮像装置。

【請求項4】

前記光電変換素子は、MIS型光電変換素子であることを特徴とする請求項1乃至3の いずれか1項に記載の放射線撮像装置。

【請求項5】

10

20

放射線に対して波長変換を施す波長変換体を有し、前記波長変換体により波長変換され て出力された波が前記光電変換素子に入射することを特徴とする請求項1乃至4のいずれ か1項に記載の放射線撮像装置。

【請求項6】

前記光電変換素子は入射した光に応じて電子及びホールの一対を発生するものであり、 前記リフレッシュ動作は前記光電変換素子に蓄えられていた前記電子及びホールの一対の うちの一方を掃き出す動作であり、前記判定手段によってリフレッシュ動作を行う判定の 結果が得られた場合に前記リフレッシュ動作を行うことを特徴とする請求項1乃至5のい ずれか1項に記載の放射線撮像装置。

【請求項7】

被検体に放射線を照射する放射線源と、

前記被検体を透過した放射線を検出する請求項1乃至6のいずれか1項に記載の放射線 撮像装置と、

前記放射線撮像装置から出力された信号に対して画像処理を施す画像処理手段と、 前記画像処理手段により処理された後の画像データを表示する表示手段と、

を有することを特徴とする放射線撮像システム。

【請求項8】

光電変換素子及びスイッチ素子を含む複数の画素が基板上にアレイ状に配置された光電 変換素子アレイと、前記光電変換素子アレイから出力された信号を検出する検出手段と、 を有する放射線撮像装置を制御する方法であって、

30

前記検出手段から出力された信号を参照して、前記光電変換素子を初期化するためのリ フレッシュ動作を行うか否かの判定を行い、前記判定の結果に応じて前記リフレッシュ動 作を行うに際して、前記検出手段から出力された信号をn(n 1)フレーム分積算した 積算データを求め、前記積算データから単一画素単位又は複数画素単位で最大出力値を抽 出し、前記最大出力値に応じて前記リフレッシュ動作を行うことを特徴とする放射線撮像 装置の制御方法。

【請求項9】

光電変換素子及びスイッチ素子を含む複数の画素が基板上にアレイ状に配置された光電 変換素子アレイと、前記光電変換素子アレイから出力された信号を検出する検出手段と、 を有する放射線撮像装置を制御する方法であって、

40

前記検出手段から出力された信号を参照して、前記光電変換素子を初期化するためのリ フレッシュ動作を行うか否かの判定を行い、前記判定の結果に応じて前記リフレッシュ動 作を行い、

前記リフレッシュ動作を行うに当たり参照する信号を出力する画素がユーザにより指定 可能であることを特徴とする放射線撮像装置の制御方法。

【請求項10】

光電変換素子及びスイッチ素子を含む複数の画素が基板上にアレイ状に配置された光電 変換素子アレイと、前記光電変換素子アレイから出力された信号を検出する検出手段と、 を有する放射線撮像装置をコンピュータに制御させるためのプログラムであって、

前記コンピュータに、前記検出手段から出力された信号を参照して、前記光電変換素子 50

(2)

を初期化するためのリフレッシュ動作を行うか否かの判定を行わせ、前記判定の結果に応 じて前記リフレッシュ動作を行う処理を行わせるに際して、前記コンピュータに、前記検 出手段から出力された信号をn(n 1)フレーム分積算した積算データを求め、前記積 算データから単一画素単位又は複数画素単位で最大出力値を抽出し、前記最大出力値に応 じて前記リフレッシュ動作を行う処理を行わせることを特徴とするプログラム。 【請求項11】

光電変換素子及びスイッチ素子を含む複数の画素が基板上にアレイ状に配置された光電 変換素子アレイと、前記光電変換素子アレイから出力された信号を検出する検出手段と、 を有する放射線撮像装置をコンピュータに制御させるためのプログラムであって、

前記コンピュータに、前記検出手段から出力された信号を参照して、前記光電変換素子 <sup>10</sup> を初期化するためのリフレッシュ動作を行うか否かの判定を行わせ、前記判定の結果に応 じて前記リフレッシュ動作を行う処理を行わせ、

前記リフレッシュ動作を行うに当たり参照する信号を出力する画素がユーザにより指定 可能であるように、前記コンピュータに前記放射線撮像装置を制御させることを特徴とす るプログラム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

[0001]

本発明は、X線撮像装置に好適な放射線撮像装置及びその制御方法に関する。

【背景技術】

[0002]

従来、病院内などに設置されているX線撮影システムは、患者にX線を照射させ、患者 を透過したX線をフィルムに露光するフィルム撮影方式と、患者を透過したX線を電気信 号に変換してディジタル画像処理をする画像処理方式とがある。

[0003]

画像処理方式のひとつに、X線を可視光に変換する蛍光体と可視光を電気信号に変換す る光電変換装置とで構成された放射線撮像装置がある。患者を透過したX線が、蛍光体に 照射され、そこで可視光に変換された患者の体内情報を光電変換装置により電気信号とし て出力する。電気信号に変換されればADコンバータでディジタル変換し、記録、表示、 印刷、診断などを行うためのX線画像情報はディジタル値として扱うことが出来る。 【0004】

最近では、光電変換装置にアモルファスシリコン半導体薄膜を用いた放射線撮像装置が 実用化されている。

[0005]

図12は、MIS型光電変換素子とスイッチ素子の材料にアモルファスシリコン半導体 薄膜を用いて構成した従来の光電変換基板の上面図であり、それらを結線する配線を含め て表している。図13は、図12中のI-I線に沿った断面図である。以後の説明では、 簡単化のために、MIS型光電変換素子は、単に光電変換素子と呼ぶことにする。 【0006】

光電変換素子101及びスイッチ素子102(アモルファスシリコンTFT、以下単に 40 TFTと記す)は同一基板103上に形成されており、光電変換素子の下部電極は、TF Tの下部電極(ゲート電極)と同一の第1の金属薄膜層104で共有されており、光電変 換素子の上部電極は、TFTの上部電極(ソース電極、ドレイン電極)と同一の第2の金 属薄膜層105で共有されている。また、第1及び第2の金属薄膜層は、光電変換回路部 内の、ゲート駆動用配線106、マトリクス信号配線107も共有している。図12にお いては、画素数として2×2の計4画素分が記載されている。図12のハッチング部は、 光電変換素子の受光面である。109は光電変換素子にバイアスを与える電源ラインであ る。また、110は光電変換素子とTFTを接続するためのコンタクトホールである。 【0007】

アモルファスシリコン半導体を主たる材料にした図12で示されるような構成を用いれ 50

30

ば、光電変換素子、スイッチ素子、ゲート駆動用配線、マトリクス信号配線を、同一基板 上に同時に作製することができ、大面積の光電変換回路部が容易に、しかも安価に提供す ることができる。

【 0 0 0 8 】

次に、光電変換素子単体のデバイス動作について説明する。図14(a)~(c)は、 図12及び図13に示す光電変換素子のデバイス動作を説明するためのエネルギーバンド 図である。本光電変換素子には、第1及び第2の金属薄膜層104及び105への電圧の 印加の仕方によりリフレッシュモードと光電変換モードという2種類の動作モードがある

[0009]

図14(a)、(b)は、それぞれリフレッシュモード、光電変換モードの動作を示し ており、図13で示される各層の膜厚方向の状態を表している。M1は第1の金属薄膜層 104(例えばCr)で形成された下部電極(G電極)である。アモルファス窒化シリコ ン(a-SiNx)層111は、電子、ホール共にその通過を阻止する絶縁層であり、ト ンネル効果をもたらさない程度の厚さが必要であり、通常500オングストローム以上に 設定される。水素化アモルファスシリコン(a-Si:H)層112は意図的にドーパン トをドープしていない真性半導体層(i層)で形成された光電変換半導体層である。N<sup>+</sup> 層113は、a-Si:H層112へのホールの注入を阻止するために形成されたN型a -Si:H層等の非単結晶半導体からなる単一導電型キャリアの注入阻止層である。また 、M2は第2金属薄膜層105(例えばA1)で形成される上部電極(D電極)である。 【0010】

図12では、D電極はN<sup>+</sup>層を完全には覆っていないが、D電極とN<sup>+</sup>層との間は電子の 移動が自由に行われるためD電極とN<sup>+</sup>層は常に同電位であり、以下の説明は、そのこと を前提としている。

【0011】

リフレッシュモードを示す図14(a)において、D電極はG電極に対して負の電位が 与えられており、i層(a-Si:H)中の黒丸()で示されたホールは電界によりD 電極に導かれる。同時に白丸()で示された電子はi層に注入される。この時、一部の ホール及び電子はN<sup>+</sup>層又はi層において互いに再結合して消滅する。十分に長い時間こ の状態が続けば、i層内のホールはi層から掃き出される。

【0012】

この状態から光電変換モードを示す図14(b)にするためには、D電極にG電極に対 し正の電位を与える。すると、i層中の電子は瞬時にD電極に導かれる。しかし、N<sup>+</sup>層 が注入阻止層として働くため、ホールがi層に導かれることはない。この状態でi層に光 が入射すると、i層に光が吸収されて電子 - ホール対が発生する。そして、電子は電界に よりD電極に導かれ、一方、ホールはi層内を移動してi層とa - SiN × 絶縁層との界 面に達する。このとき、ホールはa - SiN × 絶縁層内までは移動できないため、i層内 に留まることになる。このように、電子はD電極に移動し、ホールはi層内の絶縁層との 界面に移動するため、光電変換素子内の電気的中性を保つために電流がG電極から流れる 。この電流の大きさは、光の入射により発生した電子 - ホール対に対応するため、入射し た光の量に比例する。

【0013】

そして、光電変換モードである図14(b)の状態がある期間だけ保たれた後、再びリ フレッシュモードの図14(a)の状態になると、i層に留まっていたホールは前述のよ うにD電極に導かれ、同時にこのホールに対応した電流が流れる。このホールの量は光電 変換モード期間中に入射した光の総量に対応する。この時、i層内に注入される電子の量 に対応した電流も流れるが、この量はおよそ一定なため、差し引いて検出すればよい。つ まり、この光電変換素子はリアルタイムに入射する光の量を出力すると同時に、ある期間 に入射した光の総量も検出することができる。 【0014】

(4)

20

10

但し、何らかの理由により光電変換モードの期間が長くなった場合や入射する光の照度 が強い場合、光の入射があるにもかかわらず電流が流れないことがある。これは、図14 (c)に示すように、光電変換モード中にi層内にホールが多数留まり、このホールのた めi層内の電界が小さくなり、発生した電子がD電極に導かれなくなり、i層内でホール と再結合してしまうからである。この状態は光電変換素子の飽和状態と称される。この状 態で光の入射の状態が変化すると、電流が不安定に流れることもあるが、再びリフレッシ ュモードにすればi層内のホールは掃き出され次の光電変換モードでは再び光に比例した 電流が流れる。

(5)

[0015]

このような従来の放射線撮像装置を用いたX線撮影では、先ず、光電変換素子をリフレ <sup>10</sup> ッシュモードとして、リフレッシュ動作を行う、次に、光電変換素子を光電変換モードと した上でX線を照射し、そして、読み出し動作を行うことにより、1枚の静止画像を取得 している。また、連続した動画像を取得しようとする場合には、これらの一連の処理を取 得したい動画の枚数分だけ繰り返し行えばよい。

[0016]

しかしながら、リフレッシュ動作の後には、リフレッシュによる電圧変動が緩和するま で、X線照射を待機しなければならない。一般に、胸部撮影において必要とされるスペッ クとしては、撮影領域が40cm角以上、画素ピッチが200µm以下と言われている。 仮に40cm角、200µmで作成した場合、光電変換素子の数は400万個にも及ぶ。 このような大多数の画素をリフレッシュすることは、リフレッシュ時に流れる電流も大き くなるため、X線撮影画像装置のGNDや電源ラインの電圧変動も大きくなる。つまり、 リフレッシュ後の待機時間は、画素数が多くなるほど長くなるのである。

20

[0017]

その一方で、従来の放射線撮像装置を用いて動画像を取得しようとする場合には、前述 のように、撮影の度にリフレッシュ動作を行う必要がある。従って、画素数が多くなるほ ど、また、多くの撮影を行おうとするほど、リフレッシュに要する時間及びリフレッシュ に伴う待機時間が長くなり、フレーム周波数が低下することになる。

【特許文献1】特開2002-305687号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0019】

本発明は、リフレッシュ時間及びリフレッシュ後の待機時間を削減し、フレーム周波数を向上させることができる放射線撮像装置及びその制御方法を提供することを目的とする

【課題を解決するための手段】

[0020]

本願発明者は、前記課題を解決すべく鋭意検討を重ねた結果、以下に示す発明の諸態様 に想到した。

【0021】

本発明に係る放射線撮像装置は、光電変換素子及びスイッチ素子を含む複数の画素が基 板上にアレイ状に配置された光電変換素子アレイと、前記光電変換素子アレイから出力さ れた信号を検出する検出手段と、前記検出手段から出力された信号を参照して、前記光電 変換素子を初期化するためのリフレッシュ動作を行うか否かの判定を行う判定手段と、を 有し、前記判定手段が、前記検出手段から出力された信号をn(n 1)フレーム分積算 した積算データを求め、前記積算データから単一画素単位又は複数画素単位で最大出力値 を抽出し、前記判定手段による判断の結果としての前記最大出力値に応じて前記リフレッ シュ動作を行うことを特徴とする。

本発明に係る他の放射線撮像装置は、光電変換素子及びスイッチ素子を含む複数の画素 が基板上にアレイ状に配置された光電変換素子アレイと、前記光電変換素子アレイから出

30

力された信号を検出する検出手段と、前記検出手段から出力された信号を参照して、前記 光電変換素子を初期化するためのリフレッシュ動作を行うか否かの判定を行う判定手段と 、を有し、前記判定手段による判定の結果に応じて前記リフレッシュ動作を行い、前記リ フレッシュ動作を行うに当たり参照する信号を出力する画素がユーザにより指定可能であ ることを特徴とする。

[0022]

本発明に係る放射線撮像システムは、被検体に放射線を照射する放射線源と、前記被検 体を透過した放射線を検出する上記の放射線撮像装置と、前記放射線撮像装置から出力さ れた信号に対して画像処理を施す画像処理手段と、前記画像処理手段により処理された後 の画像データを表示する表示手段と、を有することを特徴とする。

【0023】

本発明に係る放射線撮像装置の制御方法は、光電変換素子及びスイッチ素子を含む複数 の画素が基板上にアレイ状に配置された光電変換素子アレイと、前記光電変換素子アレイ から出力された信号を検出する検出手段と、を有する放射線撮像装置を制御する方法であ って、前記検出手段から出力された信号を参照して、前記光電変換素子を初期化するため のリフレッシュ動作を行うか否かの判定を行うに際して、前記判定の結果に応じて前記リ フレッシュ動作を行い、前記検出手段から出力された信号をn(n 1)フレーム分積算 した積算データを求め、前記積算データから単一画素単位又は複数画素単位で最大出力値 を抽出し、前記最大出力値に応じて前記リフレッシュ動作を行うことを特徴とする。

本発明に係る他の放射線撮像装置の制御方法は、光電変換素子及びスイッチ素子を含む 複数の画素が基板上にアレイ状に配置された光電変換素子アレイと、前記光電変換素子ア レイから出力された信号を検出する検出手段と、を有する放射線撮像装置を制御する方法 であって、前記検出手段から出力された信号を参照して、前記光電変換素子を初期化する ためのリフレッシュ動作を行うか否かの判定を行い、前記判定の結果に応じて前記リフレ ッシュ動作を行い、前記リフレッシュ動作を行うに当たり参照する信号を出力する画素が ユーザにより指定可能であることを特徴とする。

[0024]

本発明に係るプログラムは、光電変換素子及びスイッチ素子を含む複数の画素が基板上 にアレイ状に配置された光電変換素子アレイと、前記光電変換素子アレイから出力された 信号を検出する検出手段と、を有する放射線撮像装置をコンピュータに制御させるための プログラムであって、前記コンピュータに、前記検出手段から出力された信号を参照して 、前記光電変換素子を初期化するためのリフレッシュ動作を行うか否かの判定を行わせ、 前記判定の結果に応じて前記リフレッシュ動作を行う処理を行わせるに際して、前記コン ピュータに、前記検出手段から出力された信号をn(n 1)フレーム分積算した積算デ ータを求め、前記積算データから単一画素単位又は複数画素単位で最大出力値を抽出し、 前記最大出力値に応じて前記リフレッシュ動作を行う処理を行わせることを特徴とする。

本発明に係る他のプログラムは、光電変換素子及びスイッチ素子を含む複数の画素が基 板上にアレイ状に配置された光電変換素子アレイと、前記光電変換素子アレイから出力さ れた信号を検出する検出手段と、を有する放射線撮像装置をコンピュータに制御させるた めのプログラムであって、前記コンピュータに、前記検出手段から出力された信号を参照 して、前記光電変換素子を初期化するためのリフレッシュ動作を行うか否かの判定を行わ せ、前記判定の結果に応じて前記リフレッシュ動作を行う処理を行わせ、前記リフレッシ ュ動作を行うに当たり参照する信号を出力する画素がユーザにより指定可能であるように 、前記コンピュータに前記放射線撮像装置を制御させることを特徴とする。

【発明の効果】
【0025】

本発明によれば、必要以上にリフレッシュ動作を行う必要がなくなるため、リフレッシュ動作の回数を低減できる。このため、リフレッシュ動作に要する時間及びリフレッシュ 動作後に必要な待機時間を低減し、高いフレーム周波数の動画撮影を実現することができ る。

10

20



【発明を実施するための最良の形態】

[0026]

以下、本発明の実施形態について添付の図面を参照して具体的に説明する。

[0027]

(第1の実施形態)

先ず、本発明の第1の実施形態について説明する。図1は、本発明の第1の実施形態に 係るX線撮像装置(放射線撮像装置)の構成及び画像データの流れを示す図である。 [0028]

(7)

本実施形態には、光電変換回路部201、読み出し回路部202、A/D変換回路部2 10 03、イメージプロセッサ204及びディスプレイ205が設けられている。光電変換回 路部201から出力された画像データは、読み出し用回路部202により増幅され、A/ D変換回路部203によりA/D変換される。その後、イメージプロセッサ204により オフセット補正及びガンマ補正等の画像処理が施され、ディスプレイ205に出力される 。そして、技師により診断がされる。

[0029]

次に、光電変換回路部201及び読み出し回路部202について説明する。図2は、光 電変換回路部201及び読み出し用回路部202の2次元的構成を示す回路図である。但 し、説明を簡単化するために3×3=9画素分で記載してある。

[0030]

20 図2において、S1-1~S3-3は光電変換素子、T1-1~T3-3はスイッチ素 子(TFT:Thin Film Transistor)、G1~G3はTFTをオン/オフさせるためのゲ ート配線、M1~M3は信号配線、Vs線は光電変換素子に蓄積バイアスを与えるための 配線である。各光電変換素子S1-1~S3-3の黒く塗りつぶされた側の電極はG電極 であり、対向側はD電極である。D電極は、Vs線の一部と接続されているが、光を入射 させる都合上、例えば、薄い N<sup>+</sup>層が D 電極として使用される。本実施形態では、光電変 換素子S1-1~S3-3、スイッチ素子T1-1~T3-3、ゲート配線G1~G3、 信号配線M1~M3及びVs線が光電変換回路部201に含まれている。Vs線は、電源 Vsによりバイアスされる。SR1はゲート配線G1~G3に駆動用のパルス電圧を与え るシフトレジスタであり、TFTをオンさせる電圧Vcomは外部から供給さる。また、 制御信号VSCは、光電変換素子のVs線、即ち光電変換素子のD電極に、2種類のバイ アスを与えるためのものである。D電極は、制御信号VSCが"Hi"の時にVref( V)になり、"Lo"の時にVs(V)になる。読み取り用電源Vs(V)、リフレッシ ュ用電源Vref(V)は、夫々直流電源であり、例えば、Vsは9V、Vrefは3V とする。

[0031]

読み出し用回路部202は、光電変換回路部内の信号配線M1~M3の並列信号出力を 増幅し、直列変換して出力する。RES1~RES3は信号配線M1~M3をリセットす るスイッチ、A1~A3は信号配線M1~M3の信号を増幅するアンプ、CL1~CL3 はアンプA1~A3により増幅された信号を一時的に記憶するサンプルホールド容量、S n 1 ~ S n 3 はサンプルホールドするためのスイッチ、 B 1 ~ B 3 はバッファアンプ、 S r 1 ~ S r 3 は並列信号を直列変換するためのスイッチ、 S R 2 はスイッチ S r 1 ~ S r 3に直列変換するためのパルスを与えるシフトレジスタ、Abは直列変換された信号を出 力するバッファアンプである。

[0032]

図3は、本発明の第1の実施形態に係るX線撮像装置の1画素の構成を示す等価回路図 である。1画素には、1個の光電変換素子及び1個のスイッチ素子(TFT)が含まれて いる。光電変換素子の平面構造及び断面構造は、図12及び図13に示すそれらと同様で ある。そして、図3においては、光電変換素子に、半導体光電変換層としての水素化アモ ルファスシリコン等からなる i層による容量成分 Ciと、アモルファス窒化シリコン等の 絶縁層(両導電型のキャリアの注入阻止層)による容量成分C<sub>SiN</sub>とが存在することを表

30

記してある。

【0033】

また、光電変換素子が飽和状態、即ちD電極とノードNとの間(i層)に電界がない状態か、又は電界があっても小さい状態となると、光によって生成された電子とホールとが互いに再結合するため、i層と絶縁層との接合点(図3中のノードN)は、ホールキャリアを蓄えることができなくなる。つまり、ノードNの電位はD電極の電位より高くなることはない。この飽和状態における動作を具現化するために、図3では、ダイオード(D1)が容量成分Ciに並列に接続されていると表記してある。即ち、図3においては、光電変換素子を、Ci、C<sub>SiN</sub>及びD1の3つのコンポーネントで表記してあり、この光電変換素子が図2中の光電変換素子S1-1~S3-3の各々に相当する。

(8)

【0034】

また、図3において、TFTは薄膜トランジスタでスイッチ素子であり、図2中のスイ ッチ素子T1 - 1 ~ T3 - 3の各々に相当する。C2は信号配線に付加される読み出し容 量であるが、図2では省略してある。F1はX線波長を可視領域波長に変換するための波 長変換用の蛍光体であり、直接又は間接的にTFTと密着した位置に配置されている。蛍 光体の母体材料には、例えばGd2O2SやGd2O3等が用いられ、発光中心には、例えば Tb<sup>3+</sup>やEu<sup>3+</sup>等の希土類元素のイオンを含む材料が用いられる。また、CsI:T1や CsI:Na等のCsIを母体材料に用いた蛍光体を用いてもよい。

【0035】

スイッチSW-Bは、ゲート配線G1~G3を介してTFTに印加する電圧を切り替え るためのスイッチであり、図2に示すシフトレジスタSR1内に設けられている。また、 スイッチSW-Cは読み出し容量C2をGND電位にリセットするためのスイッチであり 、RC(CRES)信号により制御される。スイッチSW-Cは、図2中のスイッチRE S1~RES3の各々に相当する。また、Vg(on)(=Vcom)はTFTをオンさ せ信号電荷を読み出し容量C2に転送するための電源であり、Vg(off)はTFTを オフさせるための電源である。

[0036]

次に、図3に示す1画素分の回路動作について、図3及び図4を参照しながら説明する。図4は、1画素分の回路動作を示すタイムチャートである。この回路動作には、リフレッシュ動作、X-ray照射動作、転送動作及びリセット動作が含まれ、これらに対応して、リフレッシュ期間、X-ray照射期間、転送期間及びリセット期間が設けられている。

[0037]

先ず、リフレッシュ期間について説明する。リフレッシュ動作では、先ず、スイッチS W - AをVref側、スイッチSW - BをVg(on)側、スイッチSW - Cをオンにす る。この状態にすることにより、D電極は3VのVrefにバイアスされ、G電極はGN D電位にバイアスされ、ノードNは最大でVref(3V)にバイアスされる。ここで、 最大というのは、以下のような状況を意味している。もし、本リフレッシュ動作より前の 光電変換動作により、ノードNの電位が既にVref以上の電位に達していると、ダイオ ードD1を介して、ノードNはVrefにバイアスされる。一方、本リフレッシュ動作よ り前の光電変換動作によりノードNの電位がVref以下となっている場合には、本リフ レッシュ動作によってノードNがVrefの電位にバイアスされることはない。なお、実 際の使用にあたっては、複数回の光電変換動作を過去に繰り返していれば、ノードNは、 本リフレッシュ動作により事実上Vref(3V)にバイアスされるといってよい。 【0038】

リフレッシュ動作では、ノードNがVrefにバイアスされた後に、スイッチSW-A をVs側に切り替える。これにより、D電極はVs(9V)にバイアスされる。このリフ レッシュ動作により、光電変換素子のノードNに蓄えられていたホールキャリアがD電極 側へ一掃される。

【0039】

10

30

ここで、リフレッシュ動作と光電変換素子の飽和量との関係について説明する。なお、 i層からなる容量成分Ciの大きさ及び注入阻止層からなる容量成分C<sub>siN</sub>の大きさは構 造により容量が決まるが、ここでは互いに大きさが等しいとする。リフレッシュ動作によ り、ノードGをGNDにしたまま、ノードDの電圧をVs(9V)からVref(3V) に変化させると、上述のように、ノードNの電圧は最大で3Vになる。その後、ノードD の電圧をVref(3V)からVs(9V)に切り替えると、ノードDとノードGとの間 に V s と V r e f との差分電圧 6 V が加わる。また、 C i と C <sub>s i N</sub>との容量比(ここでは 、1:1)に応じて、6Vの半分の電圧(3V)がノードDとノードNとの間に加わる。 この結果、リフレッシュ動作の最終的な段階では、ノードD、ノードN、ノードGの各電 圧は、9V、6V、0Vとなり、光電変換素子のi層の飽和量は、9V-6V=3Vとな る。つまり、光電変換素子の飽和量の最低値は3Vとなる。なお、ノードDの電圧をVs (9V)からVref(3V)に変化させた結果、ノードNの電圧が3Vに達しない場合 は、光電変換素子の飽和量は3Vより大きくなる。また、Vs及びVrefは、光電変換 素子アレイの外部から供給される電圧であり、この電圧を調整して飽和量を大きくするこ とにより、連続撮影枚数を増やすことも可能である。

[0040]

次に、X-ray照射期間について説明する。X-ray照射動作では、スイッチSW - AをVs側、スイッチSW-BをVg(off)側、スイッチSW-Cをオフにする。 また、X線は、図4に示すように、パルス状に照射する。被検体を透過したX線は蛍光体 F1に照射され、可視光に変換される。蛍光体からの可視光は半導体層(i層)に照射さ れ光電変換される。光電変換により生成されたホールキャリアはi層と絶縁層(注入阻止 層)との界面に蓄えられ、ノードNの電位を上昇させる。TFTはオフした状態なのでG 電極側の電位も同じ分だけ上昇する。

[0041]

[0042]

次に、転送期間について説明する。転送動作では、スイッチSW-AをVs側、スイッ チSW-BをVg(on)側、スイッチSW-Cをオフにする。この結果、TFTがオン 状態となる。これにより、X-ray照射により蓄えられたホールキャリアの量に対応す る量の電子キャリアが、読み出し容量C2側からTFTを介してG電極側に流れ、これに 伴って読み出し容量C2の電位が上昇する。このとき、ホールキャリアの量(Sh)と電 子キャリアの量 (Se) との間には、Se = Sh × C<sub>SiN</sub> / (C<sub>SiN</sub> + Ci)の関係が成り 立つ。読み出し容量C2の電位は、同時にアンプを介して増幅して出力される。TFTは 信号電荷を充分に転送するに足りる時間だけオンさせ、やがてオフさせる。

30

40

10

20

次に、リセット動作について説明する。リセット動作では、スイッチSW-AをVs側

、スイッチSW-BをVg(off)側、スイッチSW-Cをオンにする。この結果、読 み出し容量C2がGND電位にリセットされ、次のX-ray照射に備える。 [0043]

このようにして、1枚の画像が取得される。リセット期間の終了後には、図示しないが 、リフレッシュ動作を行うか否かの判定を行う。図4に示すタイムチャートでは、X-r a y 照射動作、転送動作及びリセット動作のサイクルを更に 2 回行うことにより、総計で 3枚の画像を取得しているが、1枚目及び2枚目の画像取得後の判定では、リフレッシュ 動作を行わないと判定している。そして、3枚の画像を取得した後の判定では、リフレッ シュ動作を行うと判定している。このため、リフレッシュ動作を行うことにより、光電変 換素子の飽和量を初期化している。リフレッシュ動作を行うか否かの判定については、後 述する。なお、従来の放射線撮像装置では、リフレッシュ動作を行うか否かの判定を行う ことなく、1枚の画像取得後には常にリフレッシュ動作が行われている。

[0044]

次に、図2に示す光電変換装置の動作について、図2及び図5を参照しながら説明する 。図5は、光電変換装置の動作を示すタイムチャートである。

[0045]

先ず、リフレッシュ期間の動作について説明する。リフレッシュ期間には、シフトレジ スタSR1の信号をすべて"Hi"の状態とし、かつ読み出し用回路部202のCRES 信号を"Hi"の状態とする。これは、図3に示す1画素分の回路で、スイッチSW-B をVg(off)側にし、スイッチSW-Cをオンにすることに相当する。この結果、ス イッチング用の全TFT(T1-1~T3-3)が導通し、かつ読み出し用回路部202 内のスイッチ素子RES1~RES3も導通し、全光電変換素子S1-1~S3-3のG 電極がGND電位になる。そして、制御信号VSCを"Hi"とすると、全光電変換素子 のD電極がリフレッシュ用電源Vrefにバイアスされた状態(負電位)になる。この結 果、全光電変換素子S1-1~S3-3はリフレッシュモードになり、リフレッシュが行 われる。

[0046]

次に、光電変換期間について説明する。光電変換期間には、制御信号VSCを"Lo" の状態に切り替える。これは、図3に示す1画素分の回路で、スイッチSW-AをVs側 にすることに相当する。この結果、全光電変換素子S1-1~S3-3のD電極は読み取 り用電源Vsにバイアスされた状態(正電位)になり、光電変換素子は光電変換モードに なる。

【0047】

次いで、シフトレジスタSR1の信号をすべて"Lo"で、かつ読み出し用回路部20 2のCRES信号を"Lo"の状態にする。この結果、スイッチング用の全TFT(T1 - 1 ~ T3 - 3)がオフし、かつ読み出し用回路部202内のスイッチ素子RES1~R ES3もオフし、全光電変換素子S1 - 1 ~ S3 - 3のG電極が直流的にはオープン状態 になるが、光電変換素子はコンデンサでもあるため電位が保持される。但し、この時点で は、光電変換素子に光(X線)は入射されていないため、電荷は発生しない。即ち、電流 は流れない。

【0048】

その後、光源がパルス的にオンすると、夫々の光電変換素子のD電極(N<sup>+</sup>電極)に光 が照射され、所謂、光電流が流れる。また、光によって流れた光電流は、電荷として夫々 の光電変換素子内に蓄積され、光源がオフとなった後も保持される。なお、光源について は、図2中に特に示してないが、例えば、X線撮影装置であれば文字通りX線源であり、 この場合X線可視変換用のシンチレータを用いればよい。また、本発明は、X線撮像装置 以外の撮像装置にも適用することができ、複写機に適用した場合の光源としては、例えば 蛍光灯、LED又はハロゲン灯等が用いられる。

[0049]

次に、読み出し期間について説明する。ここでの読み出し期間には、図4に示すリセット期間も含まれている。読み出し期間には、先ず、第1行目の光電変換素子S1-1~S 1-3、次に、第2行目の光電変換素子S2-1~S2-3、最後に、第3行目の光電変 換素子S3-1~S3-3の順で読み出しを行う。即ち、先ず、第1行目の光電変換素子 S1-1~S1-3からの読み出しを行うために、スイッチ素子(TFT)T1-1~T 1-3のゲート配線G1にシフトレジスタSR1からゲートパルスを与える。ゲートパル スのハイレベルは、前述のように、外部から供給されている電圧Vcomである。この結 果、スイッチ素子T1-1~T1-3がオン状態になり、光電変換素子S1-1~S1-3に蓄積されていた信号電荷が、信号配線M1~M3に転送される。そして、信号配線M 1~M3に転送された信号電荷は、アンプA1~A3により増幅される。なお、図2には 図示していないが、信号配線M1~M3には、読み出し容量が付加されており、信号電荷 はTFTを介して、読み出し容量に転送される。例えば、信号配線M1に付加されている 読み出し容量は、信号配線M1に接続されているスイッチ素子T1-1~T3-1を構成 するTFTのゲート/ソース間の電極間容量(Cgs)の総和(3個分)であり、この総 和が図3における読み出し容量C2に相当する。

【0050】

次いで、SMPL信号をオンさせることにより、サンプルホールド容量CL1~CL3 50

30

40

20

に転送され、SMPL信号をオフするとともにホールドされる。続いて、シフトレジスタ SR2からスイッチSr1、Sr2、Sr3の順番で、パルスを印加することにより、サ ンプルホールド容量CL1~CL3にホールドされていた信号が、サンプルホールド容量 CL1、CL2、CL3の順でアンプAbからA/D変換回路部203にVoutとして 出力される。結果として、光電変換素子S1-1、S1-2及びS1-3の1行分の光電 変換信号が順次出力される。また、シフトレジスタSR2からスイッチSr1にパルスを 印加すると同時に、CRES信号をオンすることにより、信号配線M1~M3をGND電 位にリセットする。これは、図3に示す1画素分の回路で、スイッチSW-Cをオンする こと(リセット期間)に相当する。

(11)

【0051】

更に、信号配線M1~M3をGND電位にリセットした後には、第2行目の光電変換素 子S1-1~S1-3からの読み出しを行うために、スイッチ素子(TFT)T2-1~ T2-3のゲート配線G2にシフトレジスタSR1からゲートパルスを与える。このよう にして、第2行目の光電変換素子S2-1~S2-3の読み出し動作、第3行目の光電変 換素子S3-1~S3-3の読み出し動作を続けて行う。このように、信号配線M1~M 3の信号をサンプルホールド容量CL1~CL3にサンプルホールドさせることにより、 シフトレジスタSR2を用いて第1行目、第2行目の信号の直列変換動作を行っている間 に、同時にシフトレジスタSR1を用いて第2行目、第3行目の光電変換素子S2-1~ S2-3、S3-1~S3-3の信号電荷を転送することができる。

【0052】

以上の動作により、第1行目から第3行目のすべての光電変換素子の信号電荷を出力す ることができ、1枚の静止画像が取得される。その後、連続した動画像を取得するために 、リフレッシュ動作を行わずに、光電変換期間及び読み出し期間(リセット期間を含む) のサイクルを更に2回繰り返し、総計で3枚の画像データを取得する。なお、1枚目及び 2枚目の静止画像を取得した後には、後述のリフレッシュ動作を行うか否かの判定を行っ ており、ここでは、リフレッシュ動作を行わないという結果が得られたものとしている。 【0053】

ここで、リフレッシュ動作を行うか否かの判定について説明する。この判定は、例えば イメージプロセッサ204が行う。図6は、第1の実施形態においてイメージプロセッサ 204がリフレッシュの実行の有無を判定する方法を示すフローチャートである。また、 図7は、図1~図3に示す光電変換装置を図5に示すタイムチャートで駆動させた際にA / D変換部203からイメージプロセッサ204に出力される画像データの例及びその第 1の実施形態における処理経過を示す図である。ここで、図7中の数値の単位はボルトで ある。また、図2には、3×3画素の構成を示してあるが、ここでは、8×8に拡張して 図示している。

#### 【0054】

画像データがイメージプロセッサ204に入力されると(ステップS1)、イメージプロセッサ204は積算画像sumを生成する(ステップS2)。但し、frame1の画像データ入力された場合は、それまで積算されたデータがないため、「積算画像sum=frame1」となる。従って、実際の積算はframe2から行われる。 【0055】

次に、イメージプロセッサ204は、積算画像sum内から最高出力maxを抽出する (ステップS3)。次いで、最高出力maxと予め設定された閾値とを比較する(ステッ プS4)。ここでは、閾値を飽和量の80%としており、前述のように飽和量が3Vの場 合には、閾値は2.4Vとなる。そして、最大値maxが閾値よりも小さければ、撮影を 継続する。一方、最大値maxが閾値以上であれば、積算画像sumをクリアして0とし た後(ステップS5)、リフレッシュ動作を行う。

【0056】

実際に図 7 に示す画像データが得られた場合には(ステップ S 1 )、「積算画像 s u m = f r a m e 1 」となり(ステップ S 2 )、 f r a m e 1 についての最大値 m a x の抽出 50

10

20



(ステップS3)では、0.83V(図7(a)中で周囲にハッチングが入った画素のデ ータ)が抽出される。そして、閾値との比較(ステップS4)では、閾値(2.4V)> max(0.83V)のため、リフレッシュ動作を行わずに継続動画撮影を行う。 【0057】

次いで、frame2の画像データが入力されると(ステップS1)、「積算画像sum=frame1+frame2」となる。この結果、frame2についての最大値maxの抽出(ステップS3)では、1.55Vが抽出される。そして、閾値との比較(ステップS4)では、閾値(2.4V)>max(1.55V)となり、再び継続動画撮影を行う。

【0058】

次いで、frame3の画像データが入力されると(ステップS1)、「積算画像su m = frame1 + frame2 + frame3」となる。この結果、frame3につ いての最大値maxの抽出(ステップS3)では、2.42Vが抽出される。そして、閾 値との比較(ステップS4)では、閾値(2.4V) max(2.42V)であるため 、積算画像sumを0とした後(ステップS5)、リフレッシュ動作を行う。

【0059】

なお、閾値は、飽和量の80%とする必要はなく、1枚当たりの撮影線量(画像出力) に応じて適宜設定することができる。

[0060]

このように、本実施形態では、積算画像を生成し、その最大値を飽和量に基づいて設定 された閾値と比較することにより、従来の放射線撮像装置では3回の撮影で3回のリフレ ッシュを行っていたところ、1回のリフレッシュに削減することができる。また、待機時 間(wait時間)もリフレッシュが減った回数分なくなり、この結果、フレーム周波数 を高くすることができる。つまり、従来の放射線撮像装置では、図8に示すように、撮影 毎にリフレッシュ期間が必要とされ、これに付随してwait時間も必要とされているた め、フレーム周波数が低下してしまうが、本実施形態によれば、リフレッシュを行う頻度 を低下させることができるため、フレーム周波数を向上させることができるのである。 【0061】

なお、リフレッシュモードで i 層内のホールを掃き出すに当たっては、すべてのホール を掃き出すことが理想であるが、一部のホールを掃き出すだけでも、十分な電流が得られ るため特に問題はない。つまり、次の光電変換モードでの検出機会において、図14(c )に示すような飽和状態になっていなければよい。また、リフレッシュモードでのD電極 のG電極に対する電位、リフレッシュモードの期間及びN<sup>+</sup>層の注入阻止層の特性は、こ の条件が満たされるように決めればよい。更に、リフレッシュモードにおいて i 層への電 子の注入は必要条件でなく、D電極のG電極に対する電位は負に限定されるものでもない 。多数のホールが i 層に留まっている場合には、例えD電極のG電極に対する電位が正の 電位であっても、 i 層内の電界はホールをD電極に導く方向に加わるからである。また、 注入阻止層であるN<sup>+</sup>層の特性も同様に電子を i 層に注入できることが必要条件ではない

[0062]

(第2の実施形態)

次に、本発明の第2の実施形態について説明する。第2の実施形態は、イメージプロセッサにおけるリフレッシュ動作を行うか否かの判定方法が第1の実施形態と相違している。図9は、第2の実施形態においてイメージプロセッサ204がリフレッシュの実行の有無を判定する方法を示すフローチャートである。また、図10は、A/D変換部203からイメージプロセッサ204に出力される画像データの例及びその第2の実施形態における処理経過を示す図である。なお、第1の実施形態と同様に、図2には、3×3画素の構成を示してあるが、ここでも、8×8に拡張して図示している。

【0063】

本実施形態では、画像データがイメージプロセッサ204に入力されると(ステップ5 50

10

30

11)、イメージプロセッサ204は、画像データの平均化により8×8画像データを4 ×4画像データに変換する(ステップS12)。具体的には、8×8画像データの左上の 2 × 2 画素、アドレスで表記すると(x = 1, y = 1)~(x = 2, y = 2)の平均値を 求め、新たに作った4×4画像データの左上(×'=1,y'=1)に格納する。同様に (x = 1, y = 3) ~ (x = 2, y = 4)の2 × 2 画像データの平均値を、4 × 4 画像デ ータの(x ' = 1 , v ' = 2 ) に格納する。この処理を 8 × 8 画素データの全てに対して 行う。このような処理を行うことにより、入力された画像データからノイズ成分が除去さ れ、より正確な画像データが得られる。

[0064]

10 その後、平均化処理後の4×4画像データを用い、第1の実施形態と同様にして、積算 画像の生成(ステップS13)、最高出力maxの抽出(ステップS14)及び閾値との 比較判定(ステップS15)を行い、閾値を超えるframeが出現すると、積算画像s umを0にした後、リフレッシュ動作を行う。

[0065]

実際に図10に示す画像データが得られた場合には(ステップS11)、frame1 についての平均化処理(ステップS12)では、4個の画素((x=1,y=1)~(x = 2, y = 2))の平均値(0.66)等を順次求め、8×8画素データframe1を 4 x 4 画素データ f r a m e 1 ' に変換する (ステップ S 1 2 )。そして、「積算画像 s um = frame1'」となり(ステップS13)、次のframe1'についての最大 値maxの抽出(ステップS14)では、0.97Vが抽出される。閾値との比較(ステ ップS15)では、閾値(2.4V)>max(0.97V)のため、リフレッシュ動作 を行わずに継続動画撮影を行う。

20

[0066]

frame2についても同様の処理が行われ、frame3についての処理では、ステ ップS15において、閾値(2.4V) max(2.41V)となり、積算画像sum を0とした後(ステップS16)、リフレッシュ動作を行う。

[0067]

[0068]

このような第2の実施形態によれば、例えば、ノイズにより、単画素データが突出した 画素が存在していても平均化されるため、その後の最高出力の抽出も安定して行われる。 なお、このような平均化処理の方法は、第2の実施形態に示すものに限定されず、ノイズ を低減できるようなものであれば、どのようなものであってもよい。

30

(第3の実施形態)

次に、本発明の第3の実施形態について説明する。第1及び第2の実施形態は、いずれ も光電変換素子から出力された画素データのすべてを用いて処理を行っているが、第3の 実施形態では、使用者がリフレッシュの判定に必要とする領域を任意に選択できる構成と している。図11は、本発明の第3の実施形態に係るX線撮像装置の動作を示す模式図で ある。

[0069]

40 人体の胸部のX線撮影を行うと、例えば図11(a)に示すような画像がディスプレイ 205に映し出される。この画像について、中央部横方向の出力をプロットすると、図1 1 ( b )に示すようなグラフが得られる。図11( b )に示すように、グラフ中央206 の出力は低く、外周部207の出力は高くなっている。これは、グラフ中央206は撮影 された人体の胸部を透過したX線の出力に相当し、人体胸部によりX線が吸収され、光電 変換回路部201に入射する量が少なくなっているのに対し、外周部207は、グラフ中 央206に比べ吸収体がないため、素抜け状態となっており、多量のX線が直接光電変換 装置に入射しているからである。そして、技師が実際に診断に当たり必要とする部分は、 グラフ中央206の胸部によりX線が吸収されて出力が低くなっている部分であり、外周 部207の出力が高い部分は診断には無用のエリアである。 [0070]

このような画像に対し、光電変換素子のリフレッシュ判定を行う際に、画像全体から最高出力値を抽出すると、素抜けで出力が高い外周部207から得られた値を抽出してしまい、実際に診断に使用する中央206は光電変換素子の飽和量に対してまだ検出可能な残量が多くあるのにも拘わらず、リフレッシュを行うと判定する場合も考えられる。 【0071】

このような状況に対し、第3の実施形態は、使用者、ここでは技師がリフレッシュ判定 に用いる領域を任意に選択できるように構成されているため、図11(c)に示すように 、グラフ中央206に対応する診断エリア208を選択することができる。このような選 択を行えば、診断エリア208から最高出力値が抽出され、リフレッシュ判定が行われる 。従って、不必要にリフレッシュを行うことがなくなり、より一層リフレッシュ回数が削 減され、より一層フレーム周波数の高い動画を撮影することができる。 【0072】

なお、本発明の実施形態は、例えばコンピュータがプログラムを実行することによって 実現することができる。また、プログラムをコンピュータに供給するための手段、例えば かかるプログラムを記録したCD-ROM等のコンピュータ読み取り可能な記録媒体又は かかるプログラムを伝送するインターネット等の伝送媒体も本発明の実施形態として適用 することができる。また、上記のプログラムも本発明の実施形態として適用することがで きる。上記のプログラム、記録媒体、伝送媒体及びプログラムプロダクトは、本発明の範 疇に含まれる。

【図面の簡単な説明】

【0073】

20

10

【図1】本発明の第1の実施形態に係るX線撮像装置(放射線撮像装置)の構成及び画像 データの流れを示す図である。

- 【図2】光電変換回路部201及び読み出し用回路部202の2次元的構成を示す回路図である。
- 【図3】本発明の第1の実施形態に係るX線撮像装置の1画素の構成を示す等価回路図で ある。
- 【図4】1画素分の回路動作を示すタイムチャートである。
- 【図5】光電変換装置の動作を示すタイムチャートである。

【図6】第1の実施形態においてイメージプロセッサ204がリフレッシュの実行の有無 30 を判定する方法を示すフローチャートである。

【図7】イメージプロセッサ204に入力される画像データの例及びその第1の実施形態における処理経過を示す図である。

【図8】従来の光電変換装置の動作を示すタイムチャートである。

【図9】第2の実施形態においてイメージプロセッサ204がリフレッシュの実行の有無 を判定する方法を示すフローチャートである。

【図10】イメージプロセッサ204に入力される画像データの例及びその第2の実施形 態における処理経過を示す図である。

【図11】本発明の第3の実施形態に係るX線撮像装置の動作を示す模式図である。

【図12】MIS型光電変換素子とスイッチ素子の材料にアモルファスシリコン半導体薄 40 膜を用いて構成した従来の光電変換基板の上面図である。

【図13】図12中のI-I線に沿った断面図である。

【図14】図12及び図13に示す光電変換素子のデバイス動作を示すエネルギーバンド 図である。

【符号の説明】

[0074]

- 101:光電変換素子
- 102:スイッチ素子

103:基板

104:第1の金属薄膜層

1 0 5 : 第2の金属薄膜層
1 0 6 : ゲート駆動用配線
1 0 7 : マトリクス信号配線
1 0 9 : 電源ライン
1 1 0 : コンタクトホール
1 1 1 : アモルファス窒化シリコン(a - S i N x)層
1 1 2 : 水素化アモルファスシリコン(a - S i : H)層
1 3 : N<sup>+</sup>層
2 0 1 : 光電変換回路部
2 0 2 : 読み出し用回路部
2 0 3 : A / D変換回路部

- 204:イメージプロセッサ
- 205:ディスプレイ

10

### 【図1】



【図2】



【図3】





【図6】









【図8】





【図9】







(a)

်

(18)

【図12】









(c)

【図13】



【図14】



フロントページの続き

(72)発明者 亀島 登志男東京都大田区下丸子3丁目30番2号 キヤノン株式会社内

審査官 松田 岳士

 (56)参考文献
 特開2000-323699(JP,A)

 特開2002-305687(JP,A)

 特開2003-05687(JP,A)

 特開2003-056902(JP,A)

 特開2003-05902(JP,A)

 特現2003-050902(JP,A)

 特現2003-050902(JP,A)

 特現2003-050902(JP,A)

 特現2003-050902(JP,A)

 特現2003-050902(JP,A)

 特現2003-050902(JP,A)

 特現2003-050902(JP,A)

H04N 5/30-5/335

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)
 G01T 1/00-7/12
 H01L 27/14-27/148